# 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

【復旧・復興対策分56百万円】 【うち復興庁計上分56百万円】

## - 対策のポイント ——

異常な自然災害により被災した、農林水産業共同利用施設の復旧に要する 経費の一部を国が負担します。

なお、当該災害が政令で激甚災害に指定され、激甚災害法 6 条の措置が適 用される場合は、補助率の引き上げが行われます。

### (「農林水産業共同利用施設」について)

- ・農業協同組合等が所有する施設 農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、 公害防止施設、鳥獣侵入防止施設など
- ・地方公共団体が所有する施設 種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設

### 政策目標 -

### 被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

#### <内容>

1. 事業対象となる施設の所有者

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体

2. 助成対象

農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円(激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域(告示地域)内にあっては13万円)以上の災害復旧事業

3. 補助率等(暫定法第3条、激甚災害法第6条)

区	分	採択基準	補助	率等
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害 40万円以上		2/10		
激甚災害	告示地域*	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

(※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域)

#### 【参考】事業の根拠となる法律

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律169号)
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律150号)

[お問い合わせ先:経営局総務課 (03-3502-6442)]